

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城雅史議員、7番 岡崎 晋議員を指名します。

### 日程第2. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 議長諸般の報告をいたします。本日議員から議員提出案件として、選任第1号と意見書第2号から意見書第6号の5件が提出されており、お手元に配付してございます。次に各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書及び閉会中の継続審査の申出書についてが提出されております。また、決議第3号、第4号につきましてもそれぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

次に日程に入る前に、本日大城勇太議員から発言取消しについての申出がございました。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって大城勇太議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

### 日程第3. 議案第27号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第27号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 おはようございます。議案第27号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月18日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月19日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、6月21日にまとめと採決を行いました。子ども・子育て支援事業計画に、こども基本法に規定するこども計画を一体的に策定することで対象者が30代以下になる。策定に当たり子どもの意見を行政の施策に反映させるため、ニーズ調査でアンケートを行うと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案

会に審査を付託され、6月19日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、6月21日にまとめと採決を行いました。小規模保育所及び事業所内保育所の職員配置基準の改善を行う改正であり、それ以外の認可保育園については、沖縄県の条例改正により同様に改正されると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第27号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

### 日程第4. 議案第28号 南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第28号 南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第28号 南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月18日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月19日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、6月21日にまとめと採決を行いました。子ども・子育て支援事業計画に、こども基本法に規定するこども計画を一体的に策定することで対象者が30代以下になる。策定に当たり子どもの意見を行政の施策に反映させるため、ニーズ調査でアンケートを行うと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案

のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第28号 南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

## 日程第5. 議案第32号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第32号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第32号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第2号） 審査の経過 本案は、6月18日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月19日に総務部総務課、企画財政課、住民環境課、民生部こども課、経済建設部都市整備課、まちづくり振興課、産業振興課、教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月21日にまとめと採決を行いました。審査の中で主な内容について5点報告いたします。1点目、予算書15ページ、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、10目. 臨時福祉給付金事業費、国

が実施する所得税及び住民税の定額減税において、減税できなかった額を納税義務者へ支給と、新たに令和6年度課税において、住民税非課税等になる世帯に1世帯当たり10万円、児童1人当たり5万円を支給するための給付金・定額減税一体支援給付金及び事務費である。7月中旬に対象者へ確認書を送付し、早く7月下旬までに1回目の給付を行う予定であると説明がありました。2点目、予算書17ページから18ページ、

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費、4目. 畜産業費、7款. 商工費、1項. 商工費、1目. 商工振興費、農業用資材等臨時支援事業補助金、粗飼料価格高騰対策臨時支援事業補助金、伝統的工芸品産業支援事業補助金について、物価高騰の影響が大きいもの緊急性が高いものに重点をおき提案している。今後も継続して情報収集に努めると説明がありました。3点目、予算書20ページ、8款. 土木費、4項. 都市計画費、2目. 公園費、アドバイザリー業務委託料について、検討期間を長く取ることで南風原町への提案がよりよいものになる。全体的スケジュールの変更はないと説明がありました。4点目、予算書23、24ページ、10款. 教育費、2項. 小学校費、2目. 教育振興費、10款. 教育費、3項. 中学校費、2目. 教育振興費、備品購入について、小中学校の児童生徒用端末機購入であり、今年度より学校情報機器整備事業費補助金を活用して端末の更新を行っている。今後はこの補助金を活用し計画の見直しを行っていくと説明がありました。5点目、予算書24ページ、10款. 教育費、3項. 中学校費、2目. 教育振興費、ライセンス使用料について、採点システム導入により教職員の採点業務が大幅に削減されデータ化できるシステムであると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第32号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

## 日程第6. 意見書第6号 米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書

## 日程第7. 決議第4号 米兵による少女誘拐暴行事件に対する抗議決議

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 意見書第6号 米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書及び日程第7. 決議第4号 米兵による少女誘拐暴行事件に対する抗議決議についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第6号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、石垣大志、大城雅史、照屋仁士、玉城陽平。米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書 昨年12月24日、嘉手納基地所属の米空軍兵が沖縄本島中部の公園で16歳未満の少女を連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、3月27日付で起訴されていたことが報道された。今回の事件は、1995年の「米兵による少女暴行事件」や2016年の「米軍人による女性会社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は県民に強い衝撃と憤りを禁じ得ない。復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は後を絶たず、殺人や強姦、不同意性交などの凶悪犯の摘発は759人に上る。更に政府においては、事件の発生を把握しながらも3ヶ月間、沖縄県に伝えておらず、著しく不信を招くものである。本町議会は、米軍による事件・事故の発生のたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正や再発防止策などの実効性は全く見られない。よって、本町議会は、沖縄県民の人権と生命、財産を守る立場から、米兵による許しがたい誘拐暴行事件に対し、最大限の抗議を表明し、下記のとおり強く要求する。

記 1. 被害者とその家族に対して謝罪し、完全な補償を行うこと。2. 事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。3. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。4. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和6年(2024年)6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、

防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局、外務省特命全権大使(沖縄担当)。

次に決議第4号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、石垣大志、大城雅史、照屋仁士、玉城陽平。米兵による少女誘拐暴行事件に対する抗議決議 上記の決議書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米兵による少女誘拐暴行事件に対する抗議決議 提案の経緯につきましては、意見書と同じですので割愛いたします。

記 1. 被害者とその家族に対して謝罪し、完全な補償を行うこと。2. 事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。3. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。4. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。以上、決議する。令和6年(2024年)6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。以上、提案いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第6号及び決議第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第6号及び決議第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第6号及び決議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第6号 米兵による少女誘拐暴行事件に対する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより決議第4号 米兵による少女誘拐暴行事件

に対する抗議決議についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第8. 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書 審査の経過 本件は、6月18日に当委員会に審査を付託されたものであります。当委員会では6月21日に委員会を開き、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど玉城陽平議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第9. 意見書第2号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書

#### 日程第10. 意見書第3号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 意見書第2号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書及び日程第10. 意見書第3号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書についてを一括議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第2号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 玉城陽平、賛成者 南風原町議会議員 大城雅史、西銘多紀子、岡崎晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書 2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、2024年に国保運営方針の大きな見直しが行われます。2023年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水

準が低く、保険料（税）（以下「保険料」という）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。そもそも本土との所得格差が大きいことに加え、さらに物価高騰などで、県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として改善が緊急に求められています。しかし、政府の国保運営方針策定要領（ガイドライン）では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。国保運営方針には「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することとなっています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険料の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、困窮に苦しむ県民生活をさらに追い込むものとなります。さらに、保険料独自減免を決算補填等目的繰り入れとして「解消すべき」としており、全国知事会による「地方のとりくみを阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」との指摘に反するものです。沖縄県第3期国保運営方針素案では「令和6年からの統一はしない」とあり、評価できるものです。しかし、一方で、格差解消のとりくみをすすめ、「令和6年度から10年度頃まで行った後、医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取組を加速化する」とあります。医療費水準を加味しない国保「完全統一」となれば、医療提供水準の格差が大きい沖縄県では、「医療の提供は十分できなくて、受益が少なくとも保険料は同じだけ徴収される」という新たな不公平を生み出すことになります。また、国保統一で先行する大阪府では、保険料引き上げ、独自の減免制度廃止などで住民の負担は大幅に増加しています。大阪府のようにならないように慎重に検討すべきです。国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険料を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険料の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。沖縄県民の生活困窮を鑑み、地方自治の本旨に基づき、以下の通り、国保制度の改善を求めます。

記 1. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げる。2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免において、要件を緩和し、周知を徹底すること。3. 国保の保険料引き上げにつながるような統一保険料

を市町村に強制しないこと。4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。5. 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。6. 国保に傷病手当や出産手当を創設すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和6年（2024年）6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 続きまして、意見書第3号を読み上げます。意見書第3号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 玉城陽平、賛成者 南風原町議会議員 大城雅史、西銘多紀子、岡崎 晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

条文に関しましては、意見書第2号と同じになっておりますので割愛させていただきます。

それでは記から読み上げていきたいと思います。記

1. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げる。2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免において、要件を緩和し、周知を徹底するよう市町村に助言すること。3. 保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。5. 市町村独自の負担軽減策を尊重すること。6. 県からの繰り入れで保険料を引き下げる。以上、意見書を提出します。令和6年6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 沖縄県知事。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつ

て質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第2号及び意見書第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第2号及び意見書第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第2号及び意見書第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第2号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより意見書第3号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第11. 陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書 審査の経過 本件は、6月18日に当委員会に審査を付託されたものであ

ります。当委員会では6月21日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会から1人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど西銘多紀子議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

## 日程第12. 意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第4号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 西銘多紀子、賛成者 南風原町議会議員 大城雅史、玉城陽平、岡崎晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていく」、

「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。のままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍（厚労省調べ）と異常な高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。のままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければなりません。以上の趣旨から、下記事項につき、実施を国に求めます。

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和6年（2024年）6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第13. 陳情第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 陳情第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書 審査の経過 本件は、6月18日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では6月21日に委員会を開き、同日6月21日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど岡崎晋議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第5号について討

論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第14. 意見書第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 意見書第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 世界中から非難を浴び、即時停戦を求められても200万人が住んでいたガザ地区ラファへの攻撃を止めないイスラエルのネタニヤフは正気でないと思います。この件に関する陳情書は5月に当議会に届きました、当時の意見書の中にもありますが、犠牲者の数が3万3,000人とありますが、現在ではそれが3万8,000人に迫っています。私は怒りをもってこの意見書を読み上げ、提出いたしたいと思います。それでは読み上げて提案いたします。意見書第5号。令和6年6月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。

提出者 南風原町議会議員 岡崎 晋、賛成者 南風原町議会議員 大城雅史、玉城陽平、西銘多紀子、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書 2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃および人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まりました。これは、一般市民という定義を無視し、国際人道法のあらゆる基準(病院や学校は攻撃しないなど)を無視した形で現在も続いている、すでに33,000人以上が犠牲になり、このうち14,000人が子どもという異常な状況です。今年1月26日、国際司法裁判所（I C J）は、ガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレ

スチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかつたり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されている上に、食糧支援トラックが爆破されたり、支援を待つ人の群れへの攻撃も行われるなどして、人口の7割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。この4月5日には人道支援活動を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン（W C K）」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されました。双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的な解決はもちろんですが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は、道徳的義務として必然であると思います。先に述べたような戦況は、ヒトラー率いるナチスが行ったユダヤ人絶滅と何ら変わらないジェノサイドであり、民族浄化であり、世界でも停戦を求める声が高まっていることから、今こそ全ての当事者、関係各国、国際機関が、人道的休戦に向けて同心協力し、全力で外交努力を行い、即時停戦の国際世論を高めるために行動することが強く求められています。よって、政府におかれましては、ガザ地区の危機的現実を直視し、イスラエルの国際法違反の蛮行の中止を求めて、即時停戦、休戦を働きかける外交努力を行うことを求め、強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年（2024年）6月28日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第5号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第5号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意

見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第15. 陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第16. 陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 陳情第3号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情、日程第16. 陳情第4号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情の2件について一括議題とします。経済教育常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第17. 選任第1号 議会運営委員の選任**

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 選任第1号 議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項及び議会運営委員会規程第4条の規定によって、常任委員会委員長として6番 大城雅史議員、会派代表として2番 大城重太議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は6番 大城雅史議員、2番 大城重太議員を選任することに決定しました。議会運営委員会の副委員長の選任をしていただきます。

10分間休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時01分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

**議長諸般の報告**

○議長 赤嶺奈津江さん これから諸般の報告をします。休憩中に議会運営委員会において副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。副委員長に大城勇太議員が選任されました。以上をもって諸般の報告といたします。

**日程第18. 決議第3号 閉会中の議員派遣について**

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 決議第3号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

続きまして、ただいま決定していただきました議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更等については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和6年第2回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時03分）